

○電子申告の際に添付するもの（電子申告で必要な書類）

申告する収入、控除 ごとに必要なもの		添付書類	確認欄
収入 に 関 す る 資 料	営業	・帳簿、収支内訳書等の収支がわかる書類、営業、農業、不動産の収入や経費がわかる資料等 ・報酬の支払調書などの収入がある場合で事業所得に該当する場合は、支払調書等 ・軍用地収入のある方は、「土地賃借料算定調書及び土地明細書」 <b>（前年中に振込まれた値上がり分（清算分）と概算払い分すべての写しが揃っている必要があります）</b> ・固定資産税等の経費がある場合は、固定資産税納税通知書（表紙と地番が載ってるページが必要です） もしくは公課証明書	□
	農業		
	不動産		
	利子	収入の内容がわかるもの（海外預金の利子等は申告が必要）	□
	配当	配当に係る支払通知書、特定口座年間取引報告書	□
	給与	給与所得の源泉徴収票（ない場合は、給与明細等の収入の確認ができるもの）	□
	公的年金	公的年金等の源泉徴収票	□
	その他	収入や経費が確認できる書類 個人年金の支払い証明書、報酬に係る支払調書等	□
	総合譲渡	譲渡した <b>動産</b> の内容がわかるもので収入と経費の内容がわかるもの	□
	一時	収入と経費の内容が分かるもの	□
控 除 に 関 す る 資 料	社会保険料控除	支払った金額がわかる領収書、支払証明書等	□
	小規模共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	□
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書	□
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書	□
	勤労学生控除	学生証または在学証明書等	□
	障害者控除	障害者手帳、療育手帳又は 介護長寿課にて発行される「障害者控除対象者認定書」	□
	各種扶養控除	同封するものではありません。申告書に氏名等をご入力ください。 <b>※別居している親族を扶養する場合は、住所もご入力ください。</b> ※国外居住親族を扶養する場合は「親族関係書類」と「送金関係証明」の写しを添付してください。（30歳以上70歳未満の国外扶養親族は親族ごとに38万円以上送金していることが必要です。）	□
寄付金控除	条例指定団体及びふるさと納税等の寄附金の領収書等	□	
雑損控除	災害などに関して支出した金額についての領収書等	□	
医療費控除	医療費控除の明細書又は医療費通知（医療費のお知らせ） ※医療費の領収書のみで控除は受けられませんが、領収書の合計額を計算したもの（メモ用紙等でも可） を作成いただければ受付可能です。ただし、受診者氏名、病院名、病院ごとに合計額を記入する必要があります。正しく記入されていないと受付出来ないことがありますのでご注意ください。	□	

※必要書類の添付漏れがあると、経費・控除が認められないので、  
今一度ご確認をお願いいたします。